

**【表紙】**

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成27年6月29日
【会社名】	日本アジア投資株式会社
【英訳名】	Japan Asia Investment Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役 細窪 政
【本店の所在の場所】	東京都千代田区神田錦町三丁目11番地
【電話番号】	03(3259)8518 (代表)
【事務連絡者氏名】	常務取締役 下村 哲朗
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区神田錦町三丁目11番地
【電話番号】	03(3259)8518 (代表)
【事務連絡者氏名】	常務取締役 下村 哲朗
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 日本アジア投資株式会社西日本オフィス (大阪府大阪市北区大深町3番1号)

## 1【提出理由】

平成27年6月25日開催の当社第34期定時株主総会（以下、「本総会」といいます。）において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

## 2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

平成27年6月25日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 株式併合の件

証券取引所の要請に従い単元株式数（売買単位）を1,000株から100株に変更することに伴い、平成27年10月1日付で10株を1株に併合するものであります。

第2号議案 定款一部変更の件

監査等委員会設置会社への移行、及び、法令に基づく役員の実任免除・責任限定契約に係る変更を行うものであります。

第3号議案 取締役（監査等委員であるものを除く。）2名選任の件

細窪政氏及び下村哲朗氏を取締役（監査等委員であるものを除く。）に選任するものであります。

第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

大森和徳氏、安川均氏、沼波正氏を監査等委員である取締役に選任するものであります。

第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

工藤研氏を補欠の監査等委員である取締役に選任するものであります。

第6号議案 取締役（監査等委員であるものを除く。）の報酬等の額設定の件、及び、取締役（監査等委員であるものを除く。）に対する株式報酬型ストック・オプションとしての新株予約権の内容に関する承認の件

取締役（監査等委員であるものを除く。）の報酬等の額を年額210百万円以内とするもの、及び、当該年額報酬の範囲内でかつ年間上限個数を126個として、当社の取締役（監査等委員であるものを除く。）に対する株式報酬型ストック・オプションとして新株予約権を発行するものであります。

第7号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額設定の件

監査等委員である取締役の報酬等の額を年額36百万円以内とするものであります。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果及び賛成割合(%)
第1号議案	65,436	5,600	-	(注)2	可決 90.34
第2号議案	68,499	2,537	-	(注)2	可決 94.57
第3号議案				(注)3	
細窪 政	66,796	4,238	-		可決 92.22
下村 哲朗	66,832	4,202	-		可決 92.27
第4号議案				(注)3	
大森 和徳	68,901	2,136	-		可決 95.12
安川 均	68,772	2,265	-		可決 94.95
沼波 正	68,842	2,195	-		可決 95.04
第5号議案	68,815	2,220	-	(注)3	可決 95.01
第6号議案	67,035	4,001	-	(注)1	可決 92.55
第7号議案	67,479	3,558	-	(注)1	可決 93.16

(注)1. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算しておりません。

以 上